［二　略］

				午前〇時五十五分から午前一時五十五分まで
しおかぜ		A三E	五、九五五	
		A三E	六、〇三五	
		A三E	六、一六五	
	しおかぜ	A三E	五、九五五	
		A三E	五、九八〇	
		A三E	六、〇七〇	
		A三E	六、〇九〇	
		A三E	七、三二〇	
				午前二時五分から午前三時五分まで
しおかぜ		A三E	五、九二〇	
		A三E	五、九六五	
		A三E	六、〇四〇	
		A三E	六、〇九〇	
		A三E	六、一六五	
				午後十時から午後十一時まで
しおかぜ		A三E	五、九三五	
		A三E	五、九八〇	
		A三E	六、〇九〇	
		A三E	六、一四五	
		A三E	七、二九五	
				午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［二　同上］

				午前一時から午前二時まで
しおかぜ		A三E	六、一三五	
		A三E	六、一六五	
		A三E	六、一八〇	
	しおかぜ	A三E	六、〇二〇	
		A三E	七、二二五	
		A三E	七、三二〇	
		A三E	七、三四〇	
		A三E	七、三七五	
				午前二時五分から午前三時五分まで
しおかぜ		A三E	五、九三五	
		A三E	六、〇八五	
		A三E	七、二八〇	
		A三E	七、三〇五	
		A三E	七、三三五	
				午後十時から午後十一時まで
しおかぜ		A三E	五、九三五	
		A三E	六、〇七〇	
		A三E	六、〇八五	
		A三E	七、二六〇	
		A三E	七、三二五	
				午後十一時五分から午後十一時三十五分まで

〇財務省告示第百二十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年四月三十日

財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第143回	135,560,000円	135,506,012円
〃	第144回	147,310,000円	147,251,342円
〃	第145回	171,550,000円	171,481,680円
〃	第146回	268,540,000円	268,433,048円
〃	第147回	933,480,000円	933,108,134円
〃	第148回	418,700,000円	418,533,216円
〃	第149回	313,140,000円	313,015,292円
〃	第150回	319,850,000円	319,722,606円
〃	第151回	733,400,000円	733,107,838円
〃	第152回	127,350,000円	127,299,288円
〃	第153回	251,000,000円	250,900,036円
〃	第154回	150,910,000円	150,849,900円
〃	第155回	227,910,000円	227,819,224円
〃	第156回	357,370,000円	357,227,660円
〃	第157回	422,780,000円	422,611,612円
〃	第158回	653,660,000円	653,399,640円
〃	第159回	186,440,000円	186,365,756円
〃	第160回	174,470,000円	174,400,719円
〃	第161回	274,860,000円	274,662,932円
〃	第162回	256,340,000円	255,951,917円
〃	第163回	428,980,000円	428,809,126円
〃	第164回	282,060,000円	281,947,658円